

■「白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券」の支給事業を拡充します

平成31年度から「白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券」の支給対象を1歳児まで拡充します（平成30年4月1日以降に生まれたお子さんが対象です）。なお、申請の受け付けは1歳児健康診査の際に行いますので、詳しくは、ぽっかぽかサイトまたは事前送付する案内をご覧ください。

また、4月1日(月)から乳児用ミルクを対象品目に追加します。今お持ちのクーポン券でも使用できますので、有効期限までにご利用ください。



《クーポン券の有効期限をご確認ください》

「白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券」の有効期限が過ぎた場合は使用できなくなりますので、ご注意ください。



▲有効期限は右上に記載

☎本庁舎こども支援課 内2733

■屋内遊び場「わんぱーく」がオープン

マイタウン白河（本町）の4階に、新しい子どもの遊び場がオープンしました。無料で利用できますので、ぜひ遊びに来てください！

- 開館時間 ①午前10時～11時30分、②午後1時～2時30分、③午後3時～4時30分
- 休館日 木曜日 ※祝日の場合は、翌平日 年末年始（12月28日～1月4日）
- 対象者 小学3年生以下の子どもとその保護者 ※お子さん3人あたり、保護者1人（扶養者または20歳以上の方）の付き添いが必要です。



☎屋内遊び場「わんぱーく」 ☎219980

■妊産婦健康診査を必ず受けましょう

《妊娠届出は11週頃までに》

妊娠が分かったら、早めに妊娠届出をしましょう。届け出をすると、母子健康手帳と妊産婦一般健康診査受診票が交付されます。この受診票を医療機関の窓口へ提出すると、公費負担（無料）で健康診査を受けることができますので、遅くとも妊娠11週頃までには届け出をしましょう。

《妊産婦健康診査を受けましょう》

妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。妊娠初期は少なくとも毎月1回、妊娠24週以降は2週間に1回、妊娠36週以降は毎週1回、および産後1か月には医療機関などで健康診査を受けましょう。

なお、妊婦さんの健康状態などを考慮し、医療機関の判断で、検査を実施する時期が変わる場合があります。その際、使用する受診票の番号が変わりますので、受診時は受診票を冊子ごと持参してください。



《妊婦健康診査って何をやるの？》

妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの成長をみるため、身体測定や血圧・血液・尿などの検査をします。特に貧血・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊婦健診を受けることで病気などに早く気づき、対応することができます。



《妊婦精密健康診査を助成します》

妊婦健康診査の結果から、精密検査を実施する必要のある方に対して、その費用を公費で負担する制度があります（1人1回まで）。なお、手続きは受診した医療機関が行います。

☎白河っ子応援センターぽっかぽか（本庁舎こども支援課内）内2717

成長に合わせた情報が届く！予防接種の記録ができる！ etc.

子育て支援アプリ『ぽっかぽか』

▼ダウンロードはこちら

